

# 事業概要

令和3年度



## 山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

FAX 055-263-9528

E-mail: [shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp)

# 目 次

## 第1章 総 説

1	検査所の沿革	1	-	1
2	関係条例	1	-	2
	(1) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(2) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検査所の概要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平面図	1	-	7
	(3) 案内図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

## 第2章 事業概要

1	事業の内容	2	-	1
2	食肉関係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 令和3年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食鳥関係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 令和3年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精密検査関係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

## 第3章 調査・研究発表

1	山梨県における牛伝染性リンパ腫の浸潤状況	3	-	1
2	馬の枝肉の拭取検査結果	3	-	4

# 第1章 総 説

## 1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3. 14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣  
昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42. 11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3. 31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管  
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2. 21 鯉沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。  
敷地面積 652.83m<sup>2</sup>  
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m<sup>2</sup>  
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m<sup>2</sup>  
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3. 31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7. 11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7. 20 韮崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7. 21 韮崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1. 10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1. 23 韮崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。  
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足  
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4. 11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3. 25 新庁舎 竣工式  
敷地面積 903m<sup>2</sup>  
建物延面積 918m<sup>2</sup>  
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m<sup>2</sup>  
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m<sup>2</sup>  
附属施設 軽量鉄骨造(車庫) 56m<sup>2</sup>
- 平成 9. 3. 31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9. 30 // 廃止
- 平成11. 11. 1 甲斐食産(株)許可(八代町)
- 平成13. 10. 18 BSE検査開始
- 平成14. 3. 12 BSE検査室整備
- 平成14. 11. 1 甲斐食産(株)休止(石和町)
- 平成31. 3. 31 山梨県畜産酪農技術センターと畜廃止

## 2. 関係条例(抜すい)

### (1)山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

(食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六条第一項の規定により、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
山梨県食肉衛生検査所	笛 吹 市	県 下 全 域 (甲府市の区域を除く)

### (2) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

#### 第三章 出先機関

##### 第一節 設備内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

(別表第三)

出先機関	課	位置
食 肉 衛 生 検 査 所	検 査 第 一 課	笛 吹 市
	検 査 第 二 課	

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

(別表第五)

食肉衛生検査所	一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二 とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三 設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

### (3)山梨県事務決裁規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十三号)

#### 第一章 総 則

##### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

##### (所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

#### 1 所長の共通専決事項(別表第一)

- 1 所属職員の事務分掌に関する事。
- 2 所長及び出先次長の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。
- 3 所長及び出先次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週休日の振替に関する事。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業、子育て時間及び介護時間の承認に関する事。
- 5 所長、出先次長の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事。
- 6 臨時的任用(出先機関に係る二月以内の期間のもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のもの)に関する事。
- 7 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関する事。
- 8 告示及び公告に関する事
- 9 広報に関する事
- 10 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関する事。
- 11 所掌事務に係る証明書等に関する事。
- 12 処分に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定及び公表、聴聞及び弁明の機会の付与並びに行政指導指針の設定及び公表に関する事
- 13 行政文書の開示の決定に関する事。
- 14 個人情報の開示及び訂正の決定に関する事。
- 15 附属機関に対する諮問及び意見聴取に関する事(行政文書の開示の決定についての審査請求に係る諮問その他の部等に共通する事務に係るものに限る。)
- 16 その他前各号に準ずる事項に関する事。
- 17 登記嘱託に関する事。
- 18 行政財産の使用許可に関する事(電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)

## 2 所長の固有専決事項（別表第二）

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項
1 と畜頭数の制限に関する事
2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事
3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事
4 自家用とさつの届出の受理に関する事
5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事
6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。）
1 食鳥検査に関する事
2 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄
3 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。
等に係る職員の執行に関する事。
三 食品衛生法の規定による次の事項
1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事
2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事
3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令
4 県食品衛生監視指導計画に関する事

### (4)山梨県職員給与条例

(昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号)

(給料の調整)

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
  - 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

## (5)山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 所長及び次長	一
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表 (抜すい)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 600円
2 級	8, 500円
3 級	9, 600円
4 級	10, 200円
5 級	10, 600円
6 級	11, 200円
7 級	12, 100円
8 級	12, 700円
9 級	14, 300円

## (6)山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項及び第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第二条関係）

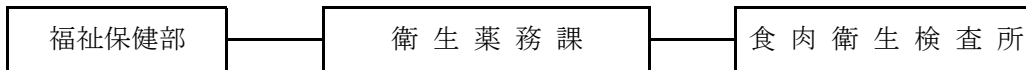
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日

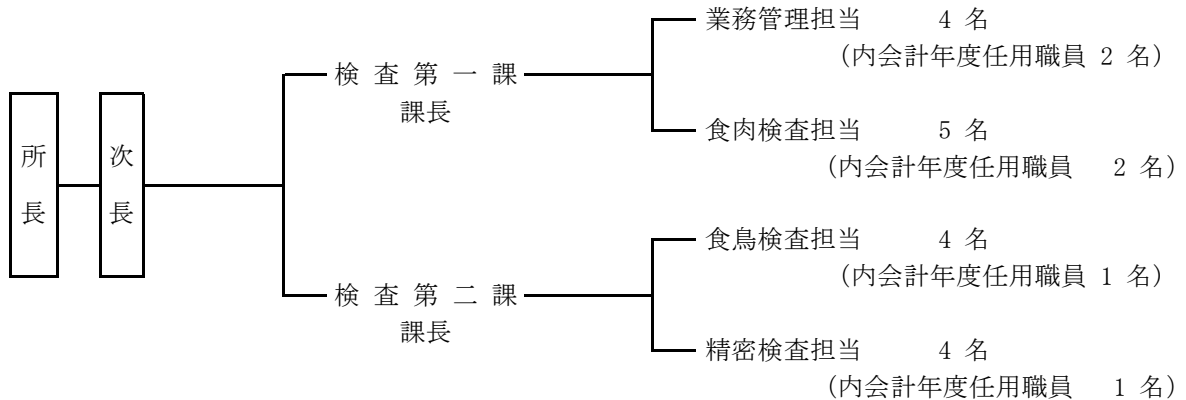
### 3. 食肉衛生検査所の組織・構成

（令和3年4月1日現在）

〈組 織〉



〈構 成〉



職員定数 21 技術職 15名  
 会計年度任用職員 6名  
 (技 4)



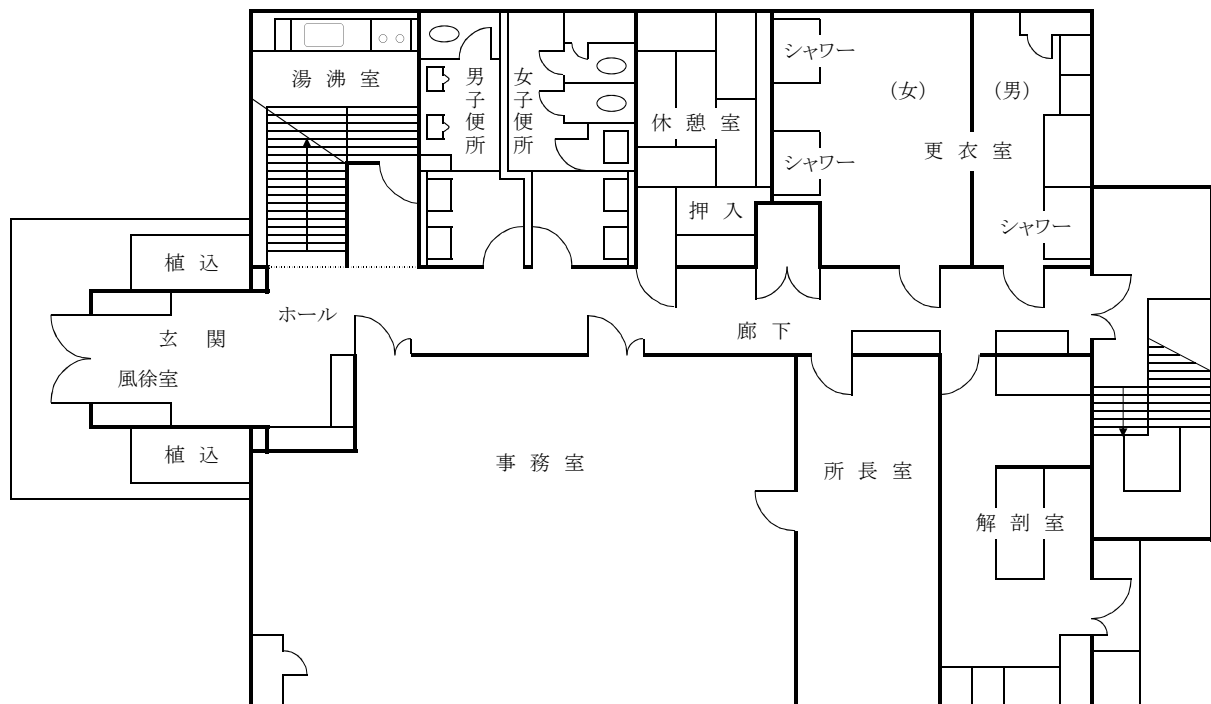
## 4. 検査所の概要

### (1) 施設の概要

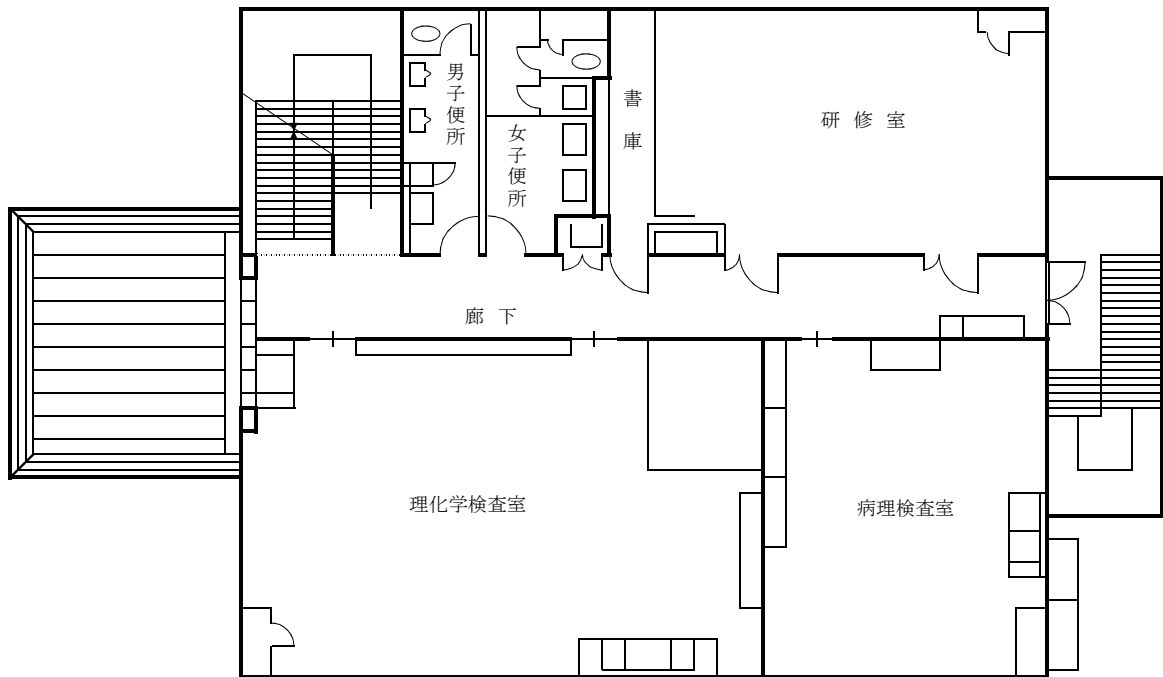
・敷地面積	903 m <sup>2</sup>		
・建物延面積合計	918 m <sup>2</sup>		
・建物の構造			
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積 752 m <sup>2</sup>
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外	259 m <sup>2</sup>
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外	248 m <sup>2</sup>
3階	生物科学検査室（細菌、ウイルス）、冷蔵冷凍庫室		232 m <sup>2</sup>
R階	P3関係機械室		13 m <sup>2</sup>
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積 110 m <sup>2</sup>
1階	受水槽、変電室、発電室	外	58 m <sup>2</sup>
2階	実験動物飼育室、BSE検査室		52 m <sup>2</sup>
附属施設			
車庫	軽量鉄骨造	（車庫）	56 m <sup>2</sup>

### (2) 平面図

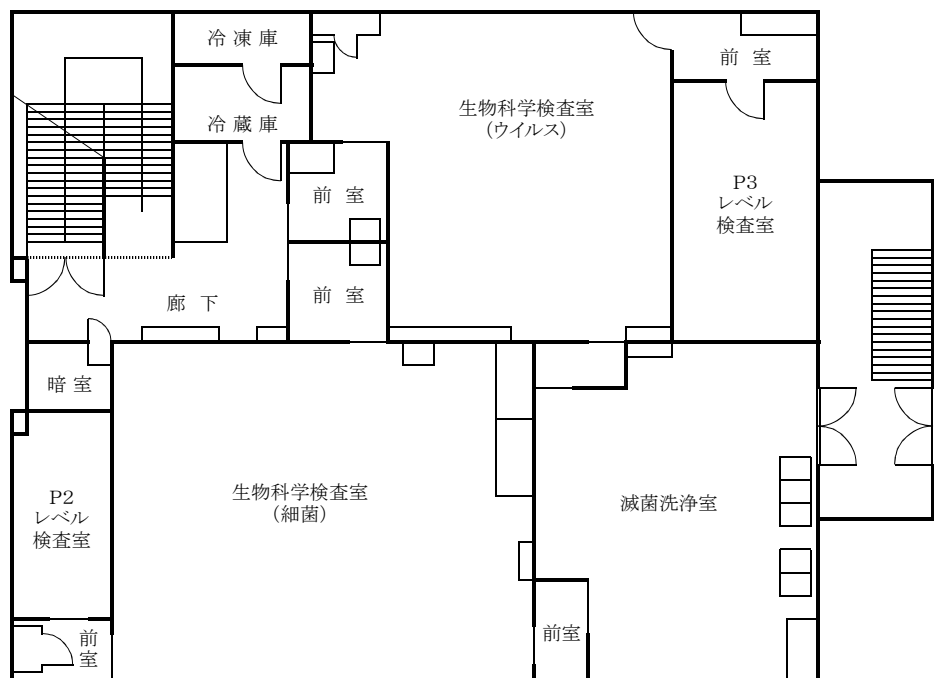
(1階)



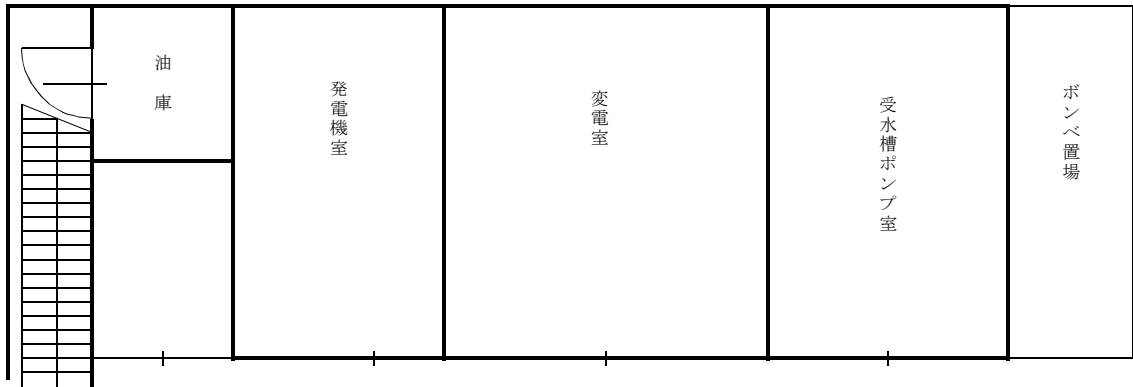
(2階)



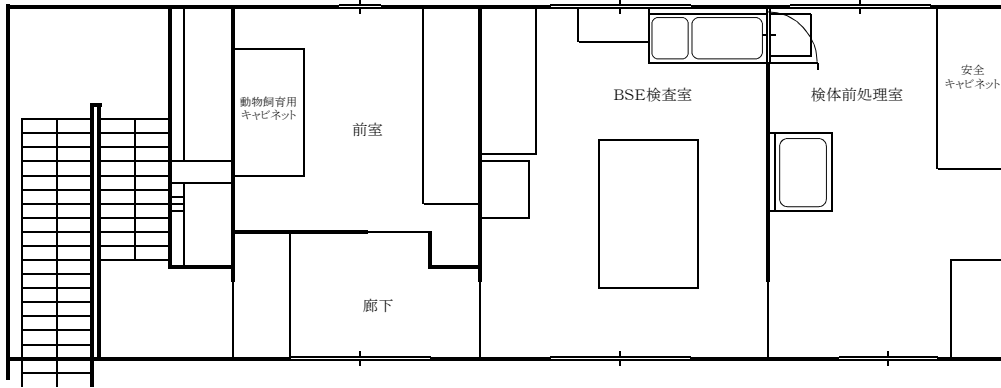
(3階)



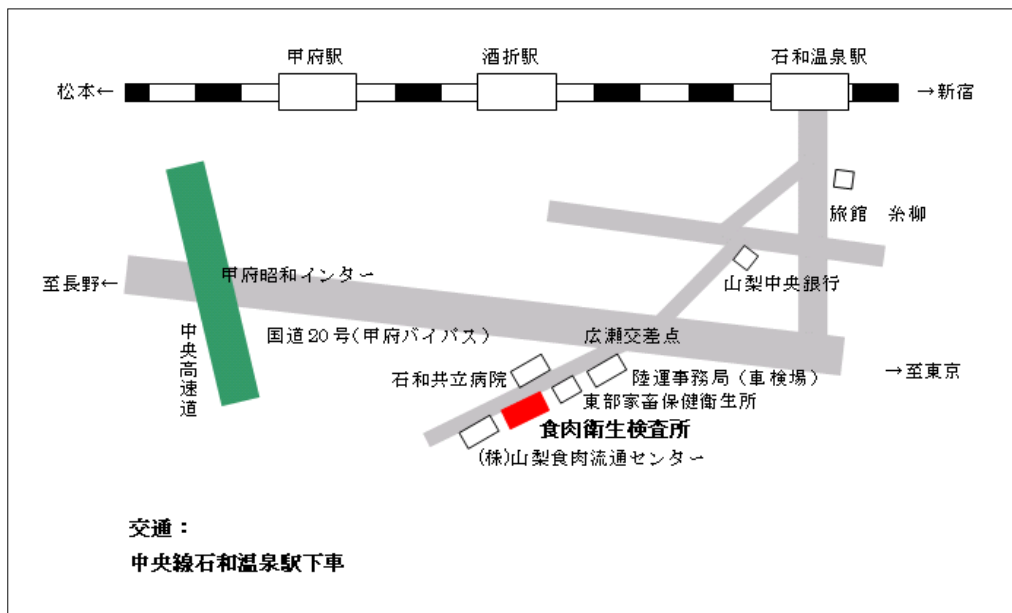
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



## (4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-U339
超 低 温 フ リ ー ザ ー	P a n a s o n i c MDF-U582AT-PJ
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立SVC-1302ELIC
純 水 製 造 シ ス テ ム	ADVANTEC RFP841AA
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X2F-EFD2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン TMD2S
リアルタイムPCR用DNA増幅装置	TakaRa Thermal Cycler Dice Real Time System II
D N A 増 幅 装 置	Thermo fisher MiniAmp Thermal Cycler
全 自 動 血 球 計 算 器	S y s m e x p o c H - 1 0 0 i V D i f f
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム7000V
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン DP-111K-1800
自 動 包 埋 装 置	白井松器機 1400-3型
パラフィン包埋ブロック作製装置	ライカ EG 1150HC
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ JUNG SM2000R
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM1302W
安全キャビネット ( B S E 用 )	日本エアテック BHC-2203IIA/B3
安全キャビネット付き飼育装置	BESTEX BCC-1600IIA-NCRIP
多 検 体 細 胞 破 碎 機	YASUI KIKAI MB2024BS
マイクロプレートリーダー	バイオ・ラッド ラボラトリーズ (株) i M a r k

## 5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

※とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

## 6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役社長 駒井文彦	055-262-2288
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役 小川学	055-265-5050

令和3年4月1日 時点

## 7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日（この他 土、日、祝日5日開場）

AM 7 : 45 ~ PM 4 : 30

開場日数 245日

食鳥処理場 月曜日～土曜日（この他 日、祝日5日開場）

AM 6 : 30 ~ PM 3 : 15

開場日数 272日

## 第2章 事業概要

### 1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

### 2. 食肉関係

#### 衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉衛生の向上に努めた。

#### と畜検査の推移

豚の処理頭数は令和元年度に CSF の発生もあり著しく減少したが、令和2年度になってわずかに持ち直し、令和3年度は横ばい傾向である。

廃棄頭数は、牛については敗血症及び変性による全部廃棄が多かった。豚については豚丹毒による全部廃棄が最も多かった。

#### (1) 年度別食肉検査状況

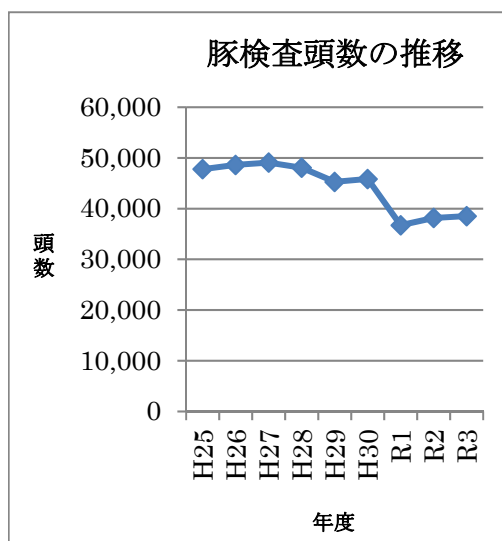
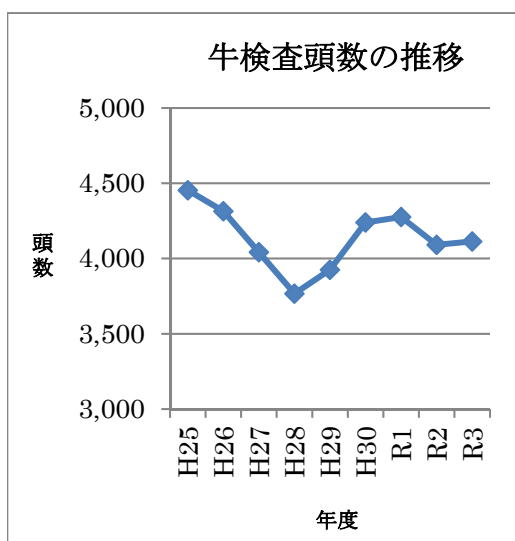
年度	区分	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
H26年		4,315	25	702	48,624	22	53,688
H27年		4,042	28	649	49,077	9	53,805
H28年		3,767	37	542	48,077	28	52,451
H29年		3,926	16	467	45,280	38	49,727
H30年		4,219	21	493	45,842	22	50,597
R1年		4,276	27	498	36,728	25	41,554
R2年		4,091	30	499	38,171	38	42,829
R3年		4,114	34	592	38,532	65	43,337

(2) 令和3度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		245	3,247	867	34	592	38,532	55	10	43,337

(3) 月別検査頭数

月	区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
4		310	0	50	3,459	1	1	3,821
5		334	2	34	2,861	4	0	3,235
6		341	1	43	3,029	3	0	3,417
7		370	7	48	2,929	10	0	3,364
8		323	1	54	3,234	2	0	3,614
9		292	0	53	3,355	6	2	3,708
10		353	0	50	3,316	6	0	3,725
11		430	6	55	3,331	7	2	3,831
12		348	1	68	3,363	3	0	3,783
1		356	11	47	3,038	6	2	3,460
2		303	0	36	2,945	0	0	3,284
3		354	5	54	3,672	7	3	4,095
合計		4,114	34	592	38,532	55	10	43,337

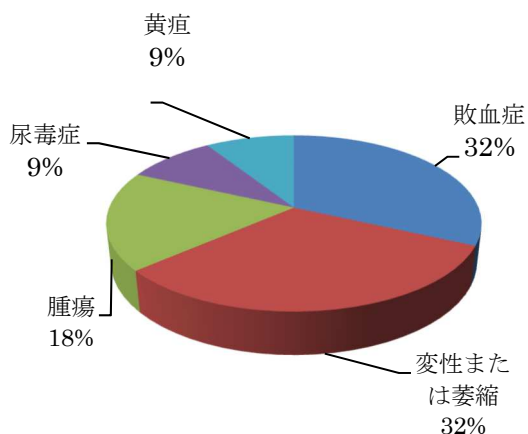


(4) とさつ禁止、廃棄状況

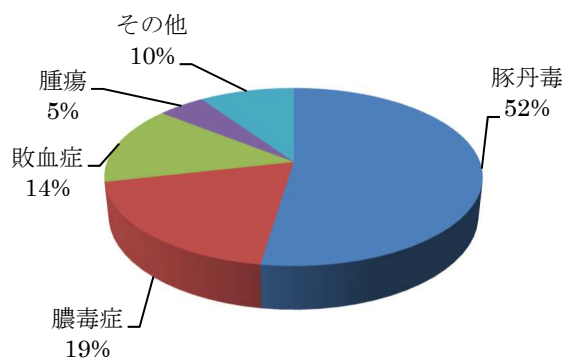
畜種 区分	牛			とく			馬			豚			めん山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実頭数	0	21	2,868	0	0	11	0	0	263	1	21	31,439	0	0	12
豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トキソフラスマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生虫病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
膿毒症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
敗血症	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
尿毒症	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄疸	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水腫	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
放線菌病	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炎症 ※1	0	0	1,988	0	0	7	0	0	259	0	0	30,681	0	0	6
変性または萎縮	0	7	540	0	0	5	0	0	1	0	2	720	0	0	5
その他	0	0	1,205	0	0	3	0	0	7	0	0	853	0	0	0
合計	0	22	3,759	0	0	15	0	0	267	1	21	32,254	0	0	12

※1：炎症または炎症産物による汚染

牛全部廃棄状況



豚全部廃棄状況





## (5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊	
循環器系	心 外 膜 炎		111	0	0	866	0	0	
	心 筋 変 性		2	0	0	0	0	0	
	リ ポ フ ス チ ン 沈 着		44	0	0	0	0	0	
	そ の 他		1	0	0	0	0	0	
体腔	腹 膜 炎		25	0	1	0	0	0	
	汎 漿 膜 炎		0	0	0	405	0	0	
	胸 腔 内 膿 瘍		0	0	0	0	0	0	
	腹 腔 内 膿 瘍		1	0	0	0	0	0	
頭部	抗 酸 菌 症		0	0	0	1,157	0	0	
	膿 瘍		1	0	0	19	0	0	
	奇 形		0	0	0	0	0	0	
呼吸器系	肺 炎	S E P	0	0	0	18,981	0	0	
		胸 膜 炎 型	12	0	0	6,633	0	0	
		膿 瘍 型	2	0	0	136	0	0	
		そ の 他	38	1	1	1	0	0	
	血 液 吸 入 肺		9	0	0	680	0	0	
消化器系	舌 潰 瘍		0	0	0	0	0	0	
	胃 炎		18	0	0	0	0	0	
	胃 膿 瘍		3	0	0	0	0	0	
	胃 腸 炎		28	0	0	46	0	0	
	小 腸 炎					135	0	0	
	大 腸 炎		61	1	2	9	0	0	
	抗 酸 菌 症		0	0	0	2,374	0	0	
	腸 気 泡 症		0	0	0	11	0	0	
	へ ル ニ ア		1	0	0	3	0	0	
	脂 肪 壊 死 症		201	0	0	0	0	0	
	肝 炎	肝 炎	鋸 屑 肝	1,066	0	0	0	0	0
			膿 瘍 型	210	1	0	7	0	0
			肝 硬 変 型	0	0	0	262	0	0
			間 質 炎 型	150	2	4	7,947	1	2
			包 膜 炎 型	191	0	1	490	0	0
			胆 管 炎 型	198	0	0	0	0	0
			そ の 他	171	2	13	19	1	2
			肝 変 性	431	4	1	713	3	2
	肝 富 脈 斑		552	0	0	0	0	0	
	肝 砂 粒 症		0	0	244	0	0	0	
そ の 他		7	0	0	0	0	0		

病名		畜	牛	とく	馬	豚	山羊	めん羊
泌尿生殖器系	腎炎	出血型	1	0	0	5	0	0
		膿瘍型	3	0	0	0	0	0
		間質炎型	0	0	0	16	0	0
		その他	10	0	0	14	0	0
	嚢胞腎	6	0	0	159	0	0	
	萎縮腎	0	0	0	3	0	0	
	尿路結石	0	0	0	0	0	0	
	膀胱炎	0	0	0	0	0	0	
	子宮蓄膿症	3	0	0	0	0	0	
	乳房炎	9	0	0	0	0	0	
	膀胱結石	0	0	0	0	0	0	
	在胎子宮	2	0	0	0	0	0	
	その他	2	0	0	0	0	0	
運動器系	放線菌病	2	0	0	0	0	0	
	筋肉出血	184	2	5	52	0	0	
	筋肉変性	112	1	0	7	0	0	
	筋肉膿瘍	15	0	0	81	0	1	
	筋肉壊死	4	0	0	1	0	0	
	筋肉水腫	41	0	0	1	0	0	
	皮下水腫	23	0	0	2	0	0	
	皮下出血	362	1	2	625	0	0	
	皮下膿瘍	13	1	0	119	0	0	
	手術創	106	0	0	0	0	0	
	血腫	6	0	0	3	0	0	
	骨折	15	1	1	1	0	0	
	脱臼	50	0	0	0	0	0	
	関節炎	18	1	0	22	0	0	
	その他	16	0	0	0	0	0	
寄生虫	肝蛭症	0	0	0	0	0	0	
	豚肺虫症	0	0	0	0	0	0	
腫瘍	黒色腫	0	0	0	6	0	0	
	その他	0	0	0	1	0	0	
その他	リンパ節膿瘍	2	0	0	17	0	2	
	横隔膜炎	14	0	0	337	0	0	
	横隔膜水腫	1	0	0	0	0	0	
	横隔膜癒着	0	0	0	299	0	0	
横隔膜膿瘍	83	0	0	1	0	0		

#### (6)衛生指導

・施設の拭き取り検査→「5.食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）

・監視日数

と畜場 . . . 245 日

併設加工施設 . . . 24 日

#### (7)フィードバック事業

希望生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック

牛対象農家 → 7 戸

豚対象農家 → 17 戸

### 3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、外部検証及び山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、カンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うなど、生産サイドとの連携を強化した。

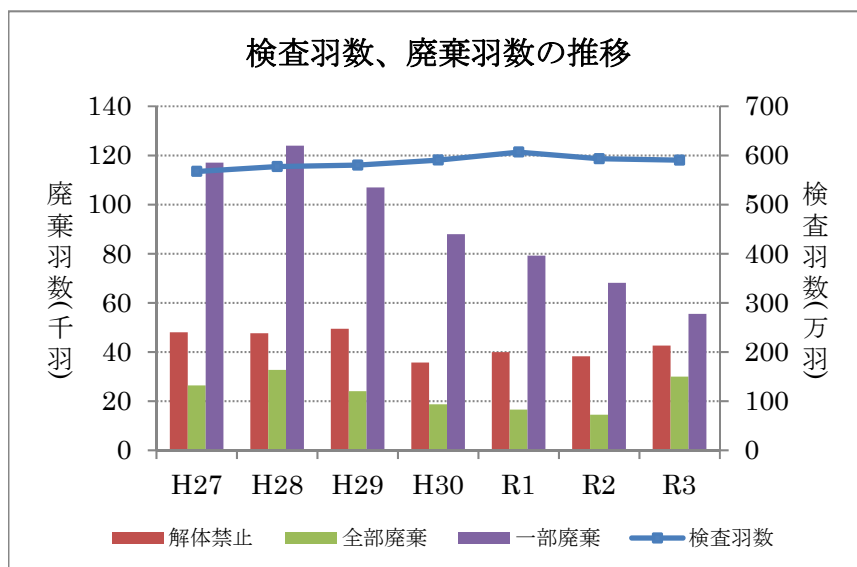
#### (1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
出荷羽数	5,685,691	5,791,179	5,817,766	5,920,414	6,083,926	5,953,697	5,902,936
へい死羽数	12,396	17,287	15,699	14,338	15,892	20,673	17,488
検査羽数	5,673,295	5,773,892	5,802,067	5,906,076	6,068,034	5,933,024	5,886,162

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解体禁止合計	47,986	47,616	49,427	35,711	39,926	38,214	42,598
全部廃棄合計	26,360	32,712	24,044	18,707	16,569	14,487	29,985
部分廃棄合計	117,051	123,920	106,972	87,920	79,230	68,124	55,528

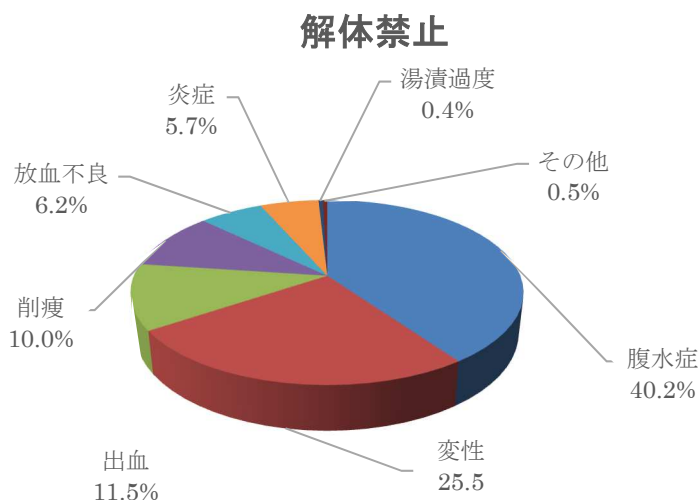


(2) 令和3年度検査結果

解体禁止											解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	炎症	変性	出血	黄疸	外傷	湯漬過度	ブドウ球菌症	その他	
4,272	2,662	17,112	2,446	10,845	4,896	4	48	174	3	137	42,599

解体禁止率は、0.72%（解体禁止羽数／検査羽数）で、前年度(0.64%)より増加している。

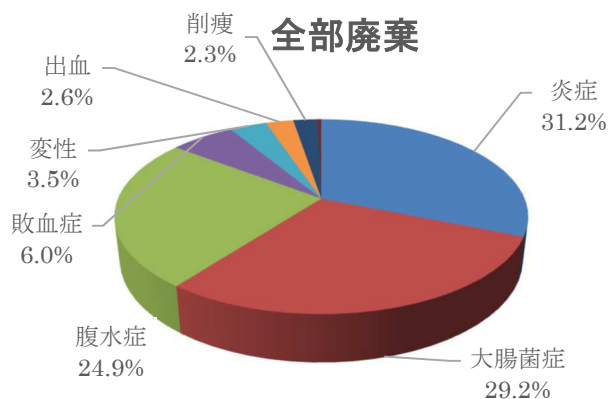
主な疾病は、腹水症・変性・出血・削瘦で、前年度と同程度である。



全部廃棄											全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	炎症	黄疸	その他	
685	60	7,481	0	8,765	1,797	1,041	774	9,343	0	39	29,985

全部廃棄率は、0.5%（全部廃棄羽数／検査羽数）で、前年度(0.24%)より増加した。

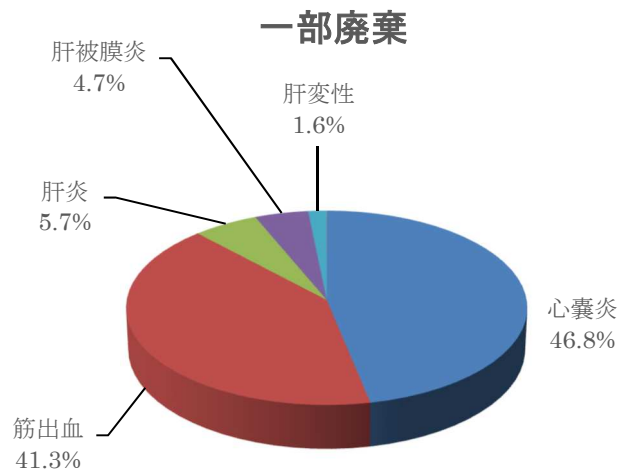
主な疾病は、炎症・大腸菌症・腹水症・敗血症で、前年度と比較し、炎症、大腸菌症の割合が増加し、腹水症、敗血症の割合は減少した。



一部廃棄										一部廃棄合計
心嚢炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腎炎	腸炎	関節炎	筋出血	その他	
25,972	3,136	2,593	878	2	1	11	1	22,906	1	55,528

一部廃棄率は 0.9% (一部廃棄羽数/検査羽数) で、前年度(1.1%)と同程度であった。

主な疾病は心嚢炎・筋出血・肝炎で、昨年度と比較し、心嚢炎の割合が増加し、筋出血の割合が減少した。



### (3) 衛生指導

- ・施設の拭き取り検査→「5. 食肉衛生推進事業」の頁参照 ( P 2-15 )
- ・食鳥処理施設の衛生監視指導
  - 食鳥処理場・・・ 272 日
  - 併設加工施設・・・ 37 日

### (4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ3ヶ月毎に1回検査結果をフィードバック  
対象農家 →40 戸

## 4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。

また、食品衛生法に基づく検査は、試験検査に関する業務管理要領に基づき検査の精度管理を行った。

### (1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	220	442	3,828	521	529	548	741	971	4,376
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	220	442	3,828	521	529	548	741	971	4,376
病理検査室	食肉関係	8	84	140	7	20	20	15	104	160
	食鳥関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	84	140	7	20	20	15	104	160
生物科学検査室	食肉関係	226	504	1,802	68	92	772	294	596	2,574
	食鳥関係	266	73	615	560	56	280	826	129	895
	精度管理		11	59	0	0	0		11	59
	小計	492	588	2,476	628	148	1,052	1,120	725	3,469
TSEスクリーニング検査	牛	31	31	31	0	0	0	31	31	31
	小計	31	31	31	0	0	0	31	31	31
小計	食肉関係	485	1,061	5,801	596	641	1,340	1,081	1,702	7,141
	食鳥関係	266	73	615	560	56	280	826	129	895

(2) 各検査室における検査内容

**理化学検査室**

血液検査を全自動血球計数器と多項目自動血球計数装置を用いて実施し診断の参考とした。

また、黄疸および尿毒症を疑った場合、理化学検査を実施し、診断の一助とした。

**【行政検査】**

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	4	6	6
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	3	15	18
	豚	1	5	6
血液検査	牛	210	413	3,770
	豚	2	3	28
合計		220	442	3,828

**【調査研究】**

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
尿毒症（MUN測定）	牛	3	9	9
尿毒症（MUN測定）	豚	1	3	3
BLV抗体検査	牛	517	517	536
合計		521	529	548



## 病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

### 【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	0	0	0
	豚	1	4	4
腫瘍	牛	5	52	52
	豚	2	28	84
合計		8	84	140

### 【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会事例検討	牛	5	14	14
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
	めん羊	1	4	4
	山羊	1	2	2
合計		7	20	20

## 生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査を実施し、衛生指導に活用した。

### 【行政検査】

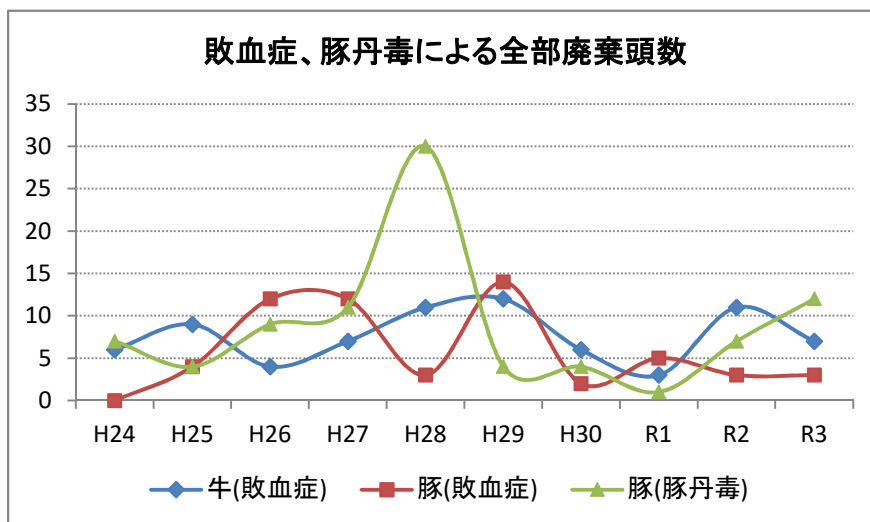
検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	7	48	192
	豚	5	33	132
豚丹毒の検査	豚	31	121	484
牛伝染性リンパ腫の検査	牛	4	40	80
抗酸菌症の検査	豚	0	0	0
0157等枝肉ふきとり検査	牛	0	0	0
ふきとり検査 (食鳥と体、施設)	馬	46	92	184
	鶏	9	9	81
	食肉関係施設		14	14
	食鳥関係施設		0	0
切り取り法による微生物試験	牛	55	55	220
	豚	55	55	220
	鶏	250	50	450
残留抗菌性物質検査 (モニタリング検査)	牛	14	28	168
	豚	9	18	108
	鶏	7	14	84
G F A P 検査	牛	0	0	0
外部精度管理			3	9
内部精度管理			8	50
合計		492	588	2,476

### 【調査研究】

検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	560	56	280
サルモネラ保菌調査	鶏	0	0	0
施設 ATP 拭き取り	食肉		0	0
	食鳥		0	0
敗血症の PCR 活用	牛・豚	12	12	36
Streptococcus suis調査	豚	24	48	576
BLV浸潤状況調査	牛	32	32	160
合計		628	148	1,052

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移(過去10年間)

処分理由	種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
敗血症	牛	6	9	4	7	11	12	6	3	11	7
	とく	1									
	馬										
	豚		4	12	12	3	14	2	5	3	3
豚丹毒	豚	7	4	9	11	30	4	4	1	7	12



## 5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に令和3年8月1日から8月31日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに、食品衛生に関する研修会を開催した。

### ○食肉処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	ATP検査	施設(加工室)	8月	14	14
		食肉輸送車	8月、9月	19	60
	ふきとり検査	枝肉	8月	18	36

項目	事業	実施日	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	R3.9.9	7名	衛生管理責任者及び作業衛生責任者等

### ○食鳥処理場関係

項目	事業		期間	検体数	検査数
検査	製品検査	精肉	8月24日	5	15
	保菌検査	盲腸便	8月24日	6	6
	HACCP外部検証 (同行検査)		8月18日		

項目	事業	期間
食品衛生思想の普及啓発	ポスター掲示(標語「自分の作業エリアの羽毛や血液汚れをきれいに洗い流そう」)	8月

## 6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図る計画であったが新型コロナウイルスの影響で動画配信やWeb開催、書面開催となった。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出張内容	場 所	
R3	8月23日～ 8月27日	全国食品衛生監視員協議会関東ブロック研修大会	バーチャルフォーラム
	9月12日	獣医学術関東・東京合同地区学会	Web研修
	10月29日～ 12月24日	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会	演題発表動画配信 (全食協)
	11月2日	動物由来感染症対策技術研修会	講義動画配信 (youtube)
	11月24日～ 11月26日	全国食品衛生監視員研修会	バーチャルフォーラム
R4	1月17日	自治体職員向けHACCP研修会(妥当性確認)	Web研修
	1月20日	自治体職員向けHACCP研修会(導入)	Web研修
	1月25日～ 27日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	バーチャルフォーラム
	2月3日	山梨県公衆衛生研究発表会	書面開催

# 第3章 調査・研究発表

(令和3年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会)

山梨県における牛伝染性リンパ腫の浸潤状況

山梨県食肉衛生検査所 ○花田千晴 西川ちえり 穴澤光伊  
関口麻優子 池永由梨子

はじめに

牛伝染性リンパ腫のうち地方病型牛伝染性リンパ腫(以下、「EBL」という。)は牛伝染性リンパ腫ウイルス(以下、「BLV」という。)の感染により引き起こされ、近年、全国的にEBLの発生件数は増加傾向にある[1]。また、多くは3歳以上で発症するとされているが[2]、3歳未満の若齢牛においてもEBLを発症しているとの報告もあり[3, 4]、経済的な損失が危惧されている。当検査所が所管すると畜場では、EBLの発生件数は過去10年間で毎年1件から10件の間で推移し、大きな変化はないが、3歳未満での発生も数年に1、2件の頻度で見られている。

そこで、と畜場に搬入される牛のBLV浸潤状況を調べるため、平成27年度および令和2年度に搬入された病畜の保存血清を用いてBLV抗体保有率を検査したところ、16.8%から32.2%に上昇していた。

しかしながら、病畜として搬入される牛は3歳以上のホルスタイン種に偏っていたことから、3歳未満の牛も含めた山梨県全体のBLV浸潤状況を把握するため、正常畜として搬入された牛のうち最長飼養地が山梨県である牛(以下、「山梨県産牛」という。)について、BLV抗体保有率および抗体保有牛のBLV遺伝子型別検査を実施し、品種別、年齢別、出荷地域別に比較したので、その概要を報告する。

## 材料と方法

### 1. 対象牛

令和3年7月、8月に正常畜として搬入された山梨県産牛169頭を調査対象とした。

- ・ 品種別:ホルスタイン種30頭、黒毛和種50頭、交雑種85頭、ジャージー種4頭
- ・ 年齢別:3歳未満133頭、3歳以上36頭
- ・ 出荷地域別(図1):八ヶ岳南麓地域(韮崎市、北杜市、甲斐市)126頭、甲府盆地南東地域(甲府市、笛吹市)16頭、富士北麓地域(鳴沢村、富士河口湖町)27頭

### 2. BLV抗体保有状況調査

対象牛の心残血から分離した血清を用い、牛伝染性リンパ腫エライザキット((株)ニッポン・ジーン)により抗BLV抗体の有無を確認した。

### 3. BLV遺伝子型別検査

抗体陽性牛の全血を0.083%NH<sub>4</sub>Clを用いて溶血させ、遠心分離により得られた沈渣からQIAamp DNA Mini Kit(QIAGEN)を用いてDNAを抽出し、Licurusら[5]に準じて、BLVのエンベロープ遺伝子(env遺伝子)を標的としたnested-PCR法により、プロウ

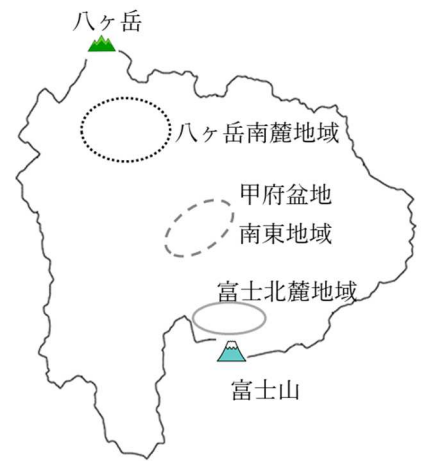


図1 牛の出荷地域

ウイルス遺伝子の検出を行った。増幅産物を制限酵素 *Bcl* I、*Pvu* II、*Hae* III (いずれもタカラバイオ(株)) で切断し、電気泳動像から BLV 遺伝子の型別を行った。

## 成績

### 1 BLV 抗体保有状況

山梨県産牛の BLV 抗体陽性率は 18.9%であった。品種別では、ホルスタイン種 23.3%、黒毛和種 6.0%、交雑種 25.9%、ジャージー種 0%であった。年齢別では 3 歳未満 19.5%、3 歳以上 16.7%、地域別では八ヶ岳南麓地域 19.8%、甲府盆地地域 6.3%、富士北麓地域 22.2%であった (表 1)。

*env* 遺伝子は、抗体陽性牛 32 頭中 30 頭から検出され、PCR 産物を制限酵素により切断した結果、すべての牛で *Bcl* I により 225bp/220bp、*Pvu* II により 200bp/100bp/85bp のパターンを示し、*Hae* III では切断されなかったことから I 型と判定した。

出荷農家を調べたところ、3 歳未満の牛の 48.9%にあたる 65 頭 (黒毛和種 9 頭、交雑種 56 頭) が八ヶ岳南麓地域の肥育専門農家 (以下、「A 農家」という。) が搬入した牛であり、A 農家の搬入した黒毛和種の 33.3% (3 頭/9 頭)、交雑種の 35.7% (20/56 頭) が抗体陽性であった。

表1 抗体陽性率

		ホルスタイン種	黒毛和種	交雑種	ジャージー種	全体
全体		23.3% (7/30頭)	6.0% (3/50頭)	25.9% (22/85頭)	0.0% (0/4頭)	18.9% (32/169頭)
年齢別	3歳未満	33.3% (1/3頭)	7.0% (3/43頭)	25.9% (22/85頭)	0.0% (0/2頭)	19.5% (26/133頭)
	3歳以上	22.2% (6/27頭)	0.0% (0/7頭)	—	0.0% (0/2頭)	16.7% (6/36頭)
地域別	八ヶ岳南麓地域	20.0% (1/5頭)	7.5% (3/40頭)	27.2% (21/77頭)	0.0% (0/4頭)	19.8% (25/126頭)
	甲府盆地南東部地域	—	0.0% (0/9頭)	14.3% (1/7頭)	—	6.3% (1/16頭)
	富士北麓地域	24.0% (6/25頭)	0.0% (0/1頭)	0.0% (0/1頭)	—	22.2% (6/27頭)

## 考察

BLV 抗体保有状況、遺伝子型別は、乳用牛や肉用繁殖牛での報告が多く、肥育牛に関する報告は少ない[6, 7, 8]。

今回、山梨県産のいわゆる正常牛の BLV 抗体保有状況を調査したところ、3 歳未満の牛も 3 歳以上の牛と同程度の抗体保有率であることが分かった。また地域別においては、富士北麓地域と八ヶ岳南麓地域において抗体保有率が高く、甲府盆地南東地域は抗体保有率が低かったが、A 農家の牛の抗体保有率の高さや出荷頭数の多さが大きく影響しており、今回の結果だけでは山梨県全体の現状を表しているとは言えないと考える。

また、今回、BLV 遺伝子が検出できた 30 頭の遺伝子型はすべて I 型であり、これは、全国的に I 型が多いという報告[9, 10]と一致していた。

## まとめ

いわゆる正常牛の BLV 抗体保有率および BLV 遺伝子型別検査調査を行うことで、これまであまり把握できていなかった黒毛和種および交雑種での BLV の浸潤状況を、一部ではあるが把握すること

ができた。しかし、調査した期間が短く、頭数が限定的で出荷農家に偏りがあったことから、全県的な状況を把握するためには継続して調査を行っていく必要があると考えている。近年、若齢牛での EBL 発症が問題となっており、若齢牛でも抗体保有率が高いことが判明したことから、今回の結果を農家や家畜保健衛生所へ情報提供し、農場での BLV 対策に繋げたい。さらに、今回の調査は県産牛に限定して行ったことから、今後は県産以外の牛にも対象を広げて調査を継続し、浸潤状況の把握に努めたい。

- [1] 監視伝染病発生状況の累年比較（1937～2020），農林水産省ホームページ，  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi\\_densen.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi_densen.html)
- [2] 今内覚ら：増加している牛白血病－北海道での現状と対策について－，北獣会誌 56, 245－251（2012）
- [3] 若槻拓司ら：若齢牛に置いて地方病性牛白血病と診断した 1 例，日獣会誌, 72, 608-613（2019）
- [4] 山中梨沙ら：上顎に腫瘤を形成した地方病性牛白血病の一症例，埼玉県調査研究成績報告書(家畜保健衛生業績発表集録)第 58 報(平成 28 年度)
- [5] Maria Licursi et al: Genetic heterogeneity among bovine leukemia virus genotypes and its relation to humoral responses in hosts, *Virus Reserch*, 86, 101-110(2002)
- [6] 小林創太ら：Nationwide Survey of Bovine Leukemia Virus Infection among Dairy and Beef Breeding Cattle in Japan from 2009-2011，*The Japanese Society of Veterinary Science*, 75(8)：1123-1126,（2013）
- [7] 清水和ら：広島県内で飼育された牛が保有する牛白血病ウイルスの tax 遺伝子に関する検討，*広島県獣医学会雑誌* No. 31, 41-46,（2016）
- [8] （公社）中央畜産会：地方病性牛白血病（EBL）と正常化に向けた取り組み事例，（2019）
- [9] 須藤亜寿佳ら：山形県で流行している Bovine Leukemia Virus の遺伝子型別及び病理学的検索，*日獣会誌*, 65, 883－887(2012)
- [10] 葛谷光隆ら：岡山県内で流行している牛白血病ウイルスの遺伝子解析，*日獣会誌*, 69, 617－621(2016)



## 馬の枝肉の拭取検査結果

○松原翔吾<sup>1)</sup> 西川ちえり<sup>1)</sup> 花田千晴<sup>1)</sup>

穴澤光伊<sup>1)</sup> 池永由梨子<sup>1)</sup> 山岸宏司<sup>1)</sup>

1) 山梨県食肉衛検

### I. はじめに

当所が所管すると畜場は、平成25年にISO22000の認証を取得し、それ以降、HACCPによる衛生管理を行っている。馬については、牛と同じ処理ラインを使用しており、牛の後に処理を行う。枝肉の衛生状態の向上には、微生物汚染の低減を図ることが最も重要であることから、馬の枝肉の衛生指標菌の検査を行い、衛生指導に活用してきた。

今回、平成28年度から令和2年度までの検査結果をまとめたので、その概要を報告する。

### II. 材料および方法

1. 調査期間：平成28年9月から令和2年12月まで
2. 採材箇所：最終洗浄後の馬の枝肉の胸部および臀部
3. 採材方法：スワブ法
4. 検査項目：一般生菌数、大腸菌群数、腸内細菌科菌群数

### III. 結果

一般生菌数の年度ごとの平均値は、胸部が1.90～3.09 logCFU/cm<sup>2</sup>、臀部が1.70～4.21 logCFU/cm<sup>2</sup>であった。大腸菌群数の年度ごとの平均値は、胸部がND～-0.34 logCFU/cm<sup>2</sup>、臀部が-0.24～1.03 logCFU/cm<sup>2</sup>であった。令和2年度は検査項目を大腸菌群数から腸内細菌科菌群数に変更し、その結果は胸部が0.56 logCFU/cm<sup>2</sup>、臀部が1.75 logCFU/cm<sup>2</sup>であった。大動物の処理頭数が多い月に検出される菌数が多くなる傾向は見られなかった。

年度ごとの一般生菌数の標準偏差は、胸部が2.33～3.21 logCFU/cm<sup>2</sup>、臀部が2.21～4.54 logCFU/cm<sup>2</sup>であり、採材日ごとの標準偏差は、胸部が-0.27～3.24 logCFU/cm<sup>2</sup>、臀部が-0.46～4.82 logCFU/cm<sup>2</sup>であった。

### IV. 考察とまとめ

衛生指標菌の検出状況は、大動物の処理頭数と関係があるのではないかと考えていたが、処理頭数との関連性は確認できなかった。また、厚生労働省に報告された外部検証の微生物検査の結果によると、一般生菌数の標準偏差は牛枝肉が0.99 logCFU/cm<sup>2</sup>、豚枝肉が0.69 logCFU/cm<sup>2</sup>であった。今回の馬枝肉の検査結果の標準偏差は最大で4.82 logCFU/cm<sup>2</sup>と高い値を示しており、と畜解体処理の手順が平準化されていないことが原因の一つと考えられた。

このと畜場は、ハード面で改修を必要とする部分もあるが、ISO22000で定めた作業手順を確実に行うことにより枝肉の衛生状況が改善されると考えられるため、これらのデータを示しながら指導を継続していきたい。

これまで、馬の枝肉のふき取り検査は実施時期を定めておらず、年度ごとに採材している時期が異なっていた。今後は、実施時期を定め、月ごと、年度ごとの衛生状況の動向を把握した衛生指導を行い、食肉の安全・安心を確保していきたい。